

令和6年度

# PTA 総会要項



|    |                    |                    |
|----|--------------------|--------------------|
| 目次 | (1) 令和5年度 活動報告     | 1-2 ページ            |
|    | (2) 令和5年度 会計決算報告   | 3 ページ              |
|    | (3) 令和6年度 役員選出 (案) | 4-5 ページ<br>※別紙にて配布 |
|    | (4) 令和6年度 活動方針 (案) | 6-9 ページ            |
|    | (5) 令和6年度 会計予算 (案) | 10 ページ             |

※宇美中学校 PTA 会則・慶弔規定

糟屋郡宇美町立宇美中学校

## 令和5年度 活動総括

宇美中学校のPTA会員の皆様、令和5年度のPTA活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

今年度は、アフターコロナで「日常」が戻ってきていることを感じる毎日でした。令和3年度から導入している「ボランティア制」での活動を、会員の皆様のご協力のおかげで今年度も問題無く実施できたことを、とても嬉しく思います。ご協力をいただいた皆様、ありがとうございました。

現在、皆様もご承知の通り、「PTAの在り方」について、様々な考え方がありません。

宇美中学校PTA本会としては、活動の仕方を工夫し「無理なく出来る範囲」で子どもたちのために動いていきたいと考えています。

中学校の3年間は子どもたちの将来を考えたときに、とても大切な3年間になると考えています。子どもたちが社会に出たときに地に足をつけて、強くそして、たくましく生き抜いていく力をつけてもらうために、私たち大人に何が出来るのかを考え、実践していきたいと考えています。

ぜひ、今年度も皆様のご無理の無い範囲でPTA活動へのご参加をいただければ幸いです。

今後とも会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和5年度宇美中学校PTA会長  
藤田 佳孝

## 令和5年度 役員会・委員会活動報告書

|        | 活動項目   | 備考   |
|--------|--|------|
|        | <p>令和4年度同様、専門委員会の活動はボランティアを募っての活動となりました。実施された活動のみ報告させていただきます。</p> <p>(中止項目の記載なし)</p> |      |
| 本会役員   | 区PTA) 会長会  | 年間3回 |
| 本会役員   | 学校外) 人権教育推進協議会   | 年間1回 |
| 本会役員   | 学校外) 給食検討委員会   | 年間3回 |
| 本会役員   | 町PTA) 常任委員会  | 年間3回 |
| 本会役員   | 区PTA) 研修会  | 2回   |
| 本会役員   | 町PTA) 学校教育推進協議会  | 年間2回 |
| 本会役員   | 町PTA) 制服検討委員会  | 4回   |
| 本会役員   | 県PTA) 総会・研修会   | 年間2回 |
| 本会役員   | 九州PTA) 佐賀大会  | 1回   |
|        |  |      |
| 本会役員   | 役員会 (4月、6月、10月、1月、2月)  | 年間5回 |
| 本会役員   | PTA総会  | 対面開催 |
| 本会役員   | 学校運営協議会  | 年間1回 |
| 本会役員   | 卒業式対応  | 1回   |
| 本会役員   | 保護者会対応   | 1回   |
|        |  |      |
| 本会役員   | 校内美化 花植え作業 (美化委員会分)  | 年間3回 |
| ボランティア | 御守り作り (3学年学級委員分)   | 年間4日 |
|        | 学級費会計監査 (各学年学級委員分)   | 年間4日 |
| 本会役員   | PTA新聞発行 (広報委員分)  | 年間2回 |
|        |  |      |
| 地域委員   | 体育会対応  | 1回   |
| 地域委員   | 地域選考委員会  | 年間3回 |
|        |  |      |
| 監査委員   | PTA会計監査  | 1回   |
|        |  |      |
|        | 以上   |      |

令和5年度 PTA会計決算報告

《収入の部》

| 項目    | 令和5年度予算額  | 令和5年度決算額  | 増減     | 摘要               |
|-------|-----------|-----------|--------|------------------|
| 1.会費  | 1,506,240 | 1,535,040 | 28,800 | PTA会費 活動縮小のため未徴収 |
| 2.繰越金 | 1,115,345 | 1,115,345 | 0      | 前年度繰越金           |
| 3.助成金 | 140,000   | 166,500   | 26,500 | 町からの助成金          |
| 4.雑収入 | 80,000    | 103,280   | 23,280 | 利息・自動販売機販売手数料    |
| 収入合計  | 2,841,585 | 2,920,165 | 78,580 |                  |

《支出の部》

| 項目      | 令和5年度予算額  | 令和5年度決算額  | 増減        | 摘要      |                    |
|---------|-----------|-----------|-----------|---------|--------------------|
| 1.運営費   | 総会費       | 100,000   | 2,376     | 97,624  | 総会資料印刷、総会費用        |
|         | 会議費       | 50,000    | 12,895    | 37,105  | 委員会等会議費用           |
|         | 旅費        | 150,000   | 43,228    | 106,772 | 九P、県P、地区P研修会       |
|         | 事務費       | 200,000   | 13,003    | 186,997 | 事務用品費、振込手数料        |
|         | 渉外費       | 40,000    | 40,000    | 0       | 会長渉外費              |
|         | 慶弔費       | 40,000    | 26,500    | 13,500  | 香典料、お見舞い           |
|         | 負担金       | 180,000   | 89,214    | 90,786  | 県P、地区P、町P負担金       |
|         | (小計)      | 760,000   | 227,216   | 532,784 |                    |
| 2.活動費   | 役員会費      | 200,000   | 128,580   | 71,420  | 役員活動費、監査費          |
|         | 学年学級費     | 60,000    | 55,568    | 4,432   | 学級委員会活動費(卒業式花束代など) |
|         | 広報費       | 80,000    | 25,940    | 54,060  | PTA新聞印刷代、活動費       |
|         | 美化費       | 100,000   | 96,376    | 3,624   | 花苗、土代、活動費          |
|         | 地域委員費     | 200,000   | 147,188   | 52,812  | 体育会警備費、活動費         |
|         | おやじの会     | 0         | 0         | 0       | おやじの会費             |
|         | (小計)      | 640,000   | 453,652   | 186,348 |                    |
| 3.教育活動費 | 生徒奨励費     | 400,000   | 140,000   | 260,000 | 生徒活動費補助            |
|         | 部活動奨励費    | 200,000   | 152,100   | 47,900  | 横断幕購入費             |
|         | 備品購入費     | 300,000   | 50,140    | 249,860 | カラーコーン代            |
|         | 環境改善費     | 200,000   | 200,000   | 0       | 体育会テント代            |
|         | (小計)      | 1,100,000 | 542,240   | 557,760 |                    |
| 4.諸費    | 傷害保険費     | 240,000   | 245,000   | -5,000  | PTA活動傷害保険加入金       |
|         | (小計)      | 240,000   | 245,000   | -5,000  |                    |
| 5.積立金   | 積立金       | 50,000    | 50,000    | 0       |                    |
|         | (小計)      | 50,000    | 50,000    | 0       |                    |
| 6.予備費   |           | 51,585    | 0         | 51,585  |                    |
|         | (小計)      | 51,585    | 0         | 51,585  |                    |
| 支出合計    | 2,841,585 | 1,518,108 | 1,323,477 |         |                    |

|     |        |         |
|-----|--------|---------|
| 積立金 | ～令和4年度 | 800,474 |
|     | 令和5年度  | 50,000  |
|     | 利息     | 8       |
|     | (合計)   | 850,482 |

周年行事のための積立

| 収入総額      | 支出総額      | 残金        |
|-----------|-----------|-----------|
| 2,920,165 | 1,518,108 | 1,402,057 |

上記の通り決算報告いたします。

令和6年 4月 1日

宇美中学校PTA会計

久保田 聖 

《会計監査》

監査の結果、上記の決算に相違ないことを証明いたします。

令和6年 4月 / 日

会計監査委員

田中 弘一 

上田 裕香 

## 令和6年度 活動方針

新1年生が入学し、令和6年度も活気あふれる宇美中学校が始まりました。会員の皆様には、日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年度に続き、今年度も PTA 会長を務めさせていただきます、藤田佳孝と申します。

今年度も昨年度に続き「つながりを持った PTA」を活動方針として1年間取り組んでいきたいと考えています。

今年度は新型コロナウイルス蔓延前におこなっていた行事を、いくつか復活させていきたいと考えています。保護者の皆さんと学校の先生方の接点を少しでも増やし、「つながり」を持ちながら、一緒に子どもたちの成長のお手伝いをしていきたいと考えています。

子どもたちのために何ができるのかを考え、我々保護者と先生方、地域の方々が一体となって活動をしていきたいと考えています。

今年度も会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年度宇美中学校 PTA 会長

藤田 佳孝

# 令和6年度 PTA 活動テーマ

## 「つながりを持ったPTA」

### 1. アフターコロナ期の学校と家庭と地域のつながり

(学校)

- ・授業参観や学級懇談会の対面での積極的開催。
- ・オンライン配信の有効かつ効果的活用（子どもたちのようすなど）

(PTA 活動)

- ・学校と本会役員の連携強化
- ・本会役員会の分業制と活発な意見交換（オンライン・SNS を活用）。
- ・広報活動による、学校行事や各地域での取り組みなどの情報発信。
- ・地域委員会による、各自治会と連携及び情報の共有。

(地域)

- ・各自治区での問題の收拾と解決。
- ・地域、ボランティアとの見守りの連携。

### 2. 子ども達とのつながりで「心身の成長」を支える

- ・ラブアースなどの地域の行事や集会、町の行事への参加を促す。
- ・地域とのつながりの必要性を意識し考えていく。

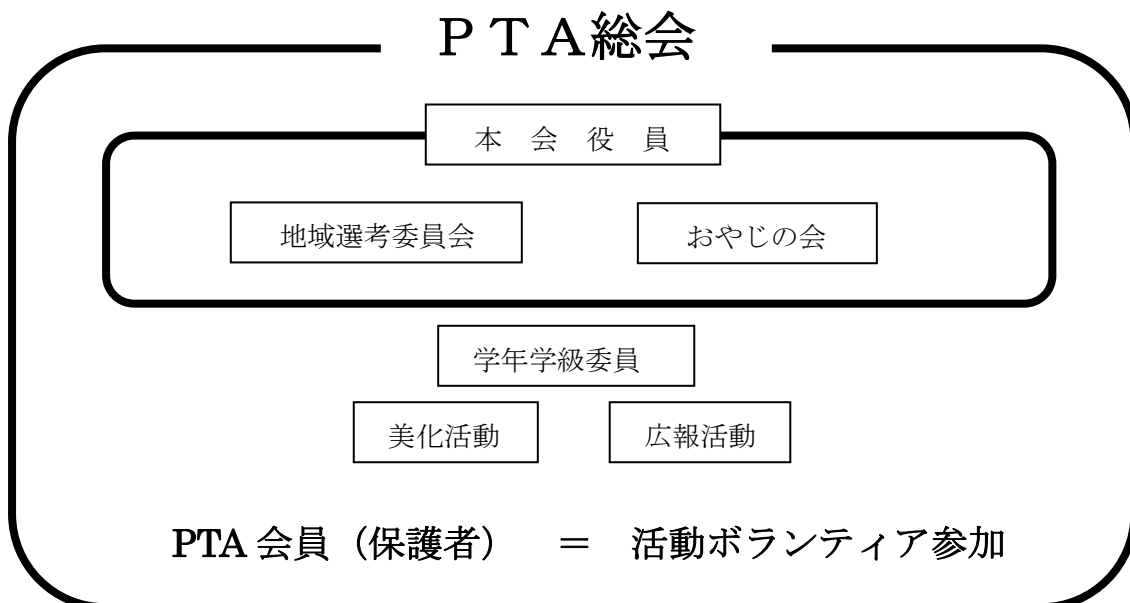
### 3. 外部資源を有効活用しつつ必要活動へ強化

- ・ボランティア制による登録者の有効活用。好意的な参加からの相乗効果を狙う。
- ・保護者負担となるところへの外部資源投入（PTA 会費の有効活用）

## 役員会・各専門委員会 活動方針

|         | 活 動 内 容   |   |
|---------|---|---|
| 本会役員会   | 年間を通して活動の充実を図る。<br>各委員会の運営サポートをする。  |   |
| 地域選考委員会 | 学校と地域をつなぐ役割を持つ。各地域での情報（危険箇所など）をまとめ、学校への報告、さらに地域との連携協力に努める。<br>次年度の本会役員選考の充実を図る。 |   |
| おやじの会   | 会員登録者の充実に努め、相互親睦を図り、各行事での準備や作業に参加する。<br>必要時期に必要な応じて校区内パトロールを実施する。               |   |
| 学年学級委員会 | 学年指導の充実に努める<br>各クラスの保護者の連携を深める努力をする。<br>年度末の学級費の会計監査を行う。                        |   |
| 協力活動    | 広報活動  | P T A新聞を企画し発刊する。<br>ホームページなどを活用しP T A活動を発信。<br>家庭教育充実に向けた情報を発信する。 |
|         | 美化活動  | 校内の美化作業を企画し、実施する。<br>校内の観賞物の維持充実に努める。                             |

## 宇美中学校 PTA 組織図



## 運営方法

- ・ 本会役員会は、会長が招集し運営に当たる。
- ・ 総会は本会役員会で提案。年1回前年度の報告事項と新年度の方針を確認する。
  
- ・ 地域・選考委員会は、  
各自治会により選出された委員の正副委員長が運営に当たる。
  
- ・ 学年学級委員・美化活動・広報活動・おやじの会は、  
担当本会役員が運営に当たる。
  
- ・ 会員（保護者）は  
【ボランティア活動】の呼びかけにて、無理のない形で活動に参加する。
  
- ・ 各活動（委員会）には  
教職員より担当者（先生）として参加してもらい指導・助言を乞う。

## 本会役員及び各委員会の編成手段

- ・ 本会役員は選考委員会の推挙を持って任命される。
- ・ 地域委員は各自治会より1名～3名選出する。尚、役員選考委員を兼務する。
- ・ おやじの会は学年、クラス、男女、自治会に関係なく任意で登録する。

## 選考委員会の在り方

- ・ 選考委員は各自治会の地域委員により構成する。
- ・ 各地域では本会役員就任への希望を取り、推薦する。
- ・ 委員会の活動は10月より翌3月までとし、役員の編成が整い次第完了する。
- ・ 役員の選考基準は地域のバランスや、任期を考慮し適正かつ公正な選考を任務とする。（本会役員の任期は組織運営の把握に1年かかるので2年が望ましい。また、長くても3年としたい。）



# 令和6年度 PTA会計(案)

## 《収入の部》

| 項目          | 5年度予算額           | 6年度予算額           |                | 摘要                                 |
|-------------|------------------|------------------|----------------|------------------------------------|
| 1.会費        | 1,506,240        | 1,471,680        | -34,560        | PTA会費 長子+教員487名X2880円/兄弟児48名X1440円 |
| 2.繰越金       | 1,115,345        | 1,402,057        | 286,712        | 前年度繰越金                             |
| 3.助成金       | 140,000          | 140,000          | 0              | 町からの助成金                            |
| 4.雑収入       | 80,000           | 80,000           | 0              | 利息・自販機販売手数料                        |
| <b>収入合計</b> | <b>2,841,585</b> | <b>3,093,737</b> | <b>252,152</b> |                                    |

## 《支出の部》

| 項目             | 5年度予算額           | 6年度予算額           |                  | 摘要             |                             |
|----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|-----------------------------|
| <b>1.運営費</b>   | 総会費              | 100,000          | 100,000          | 0              | 総会資料印刷費、総会費用、町P・区P総会費用      |
|                | 会議費              | 50,000           | 50,000           | 0              | 役員会等会議費用                    |
|                | 旅費               | 150,000          | 200,000          | 50,000         | 九P、県P、地区P研修会 ※交通費更新         |
|                | 事務費              | 200,000          | 150,000          | -50,000        | 通信費、事務用品費(輪転機インク)、振込手数料     |
|                | 渉外費              | 40,000           | 40,000           | 0              | 会長渉外費                       |
|                | 慶弔費              | 40,000           | 40,000           | 0              | 香典、お見舞い                     |
|                | 負担金              | 180,000          | 160,000          | -20,000        | 県P、地区P、町P負担金                |
|                | <b>(小計)</b>      | <b>760,000</b>   | <b>740,000</b>   | <b>-20,000</b> |                             |
| <b>2.活動費</b>   | 役員会費             | 200,000          | 200,000          | 0              | 役員活動費、監査・選考委員会 ※役員手当て更新     |
|                | 学年学級費            | 60,000           | 100,000          | 40,000         | 活動費(卒業式花束代など) イベント復活予定につき増額 |
|                | 広報費              | 80,000           | 80,000           | 0              | PTA新聞印刷代、活動費                |
|                | 美化費              | 100,000          | 100,000          | 0              | 花苗、土代、活動費                   |
|                | 地域委員費            | 200,000          | 100,000          | -100,000       | 体育会警備費、活動費 ※保護者テント代を一括清算へ   |
|                | おやじの会            | 0                | 0                | 0              | おやじの会費                      |
|                | <b>(小計)</b>      | <b>640,000</b>   | <b>580,000</b>   | <b>-60,000</b> |                             |
| <b>3.教育活動費</b> | 生徒奨励費            | 300,000          | 400,000          | 100,000        | 生徒活動補助 高校見学バスツアー企画予定        |
|                | 部活動奨励費           | 200,000          | 200,000          | 0              | 横断幕購入                       |
|                | 備品消耗品購入費         | 300,000          | 300,000          | 0              | 灯油代等                        |
|                | 生徒指導費            | 0                | 100,000          | 100,000        | 学校外活動見回りなど                  |
|                | 環境改善費            | 200,000          | 400,000          | 200,000        | 体育会テント代を生徒・保護者分を一括清算        |
|                | <b>(小計)</b>      | <b>1,000,000</b> | <b>1,400,000</b> | <b>400,000</b> |                             |
| <b>4.諸費</b>    | 傷害保険費            | 240,000          | 300,000          | 60,000         | PTA活動傷害保険加入金 ※保障内容変更のため増額   |
|                | <b>(小計)</b>      | <b>240,000</b>   | <b>300,000</b>   | <b>60,000</b>  |                             |
| <b>5.積立金</b>   | 積立金              | 50,000           | 50,000           | 0              | 周年行事のため                     |
|                | <b>(小計)</b>      | <b>50,000</b>    | <b>50,000</b>    | <b>0</b>       |                             |
| <b>6.予備費</b>   |                  | 5,756            | 23,737           | 17,981         |                             |
|                | <b>(小計)</b>      | <b>5,756</b>     | <b>23,737</b>    | <b>17,981</b>  |                             |
| <b>支出合計</b>    | <b>2,695,756</b> | <b>3,093,737</b> | <b>397,981</b>   |                |                             |

# 宇美中学校 P T A 会 則

## 第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 この会は「宇美中学校 P T A」と呼び事務局を宇美中学校内に置く。

(目的と方針)

第 2 条 この会は、学校・家庭・社会の緊密な連絡と、積極的な協力とによって、民主的教育の振興と教育的環境の向上を図り、もって教育的効果の充実と発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、会員の協力により次のことを行う。

- (1) 教育の振興と充実のための努力
- (2) 教育についての研究調査とその効果的実践
- (3) 会員の教養を高め相互理解と連帯性を高めるための研修
- (4) 教養施設、教育資材の充実整備に関する努力
- (5) 生徒の福祉増進と教育環境の向上のための公共的諸機関との連携

## 第 2 章 組 織

(会員の資格)

第 4 条 この会は次の者を会員として組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に勤務する教職員
- (3) 本校校区内に居住し、本校 P T A 会員経験者で本会の目的に賛同し役員会の承認を得た者

(会員の権利と義務)

第 5 条 会員は、全て平等の権利と義務を持つ。

- (1) 会員は、会則を守り会の活動に参加し、決定事項を実践する義務を負う。
- (2) 会員は、全て定められた会費を納入する。

(役 員)

第 6 条 この会に、次の役員を置き任期は 1 年とする。但し、再任をさまたげない。また、P T A 上部団体等に所属した場合や周年行事等により人数を変更する場合もある。

|     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 会 長 | 1 名                           |
| 副会長 | 3 ～ 5 名                       |
| 書 記 | 2 名 (内教職員 1 名 ※教頭があたる。)       |
| 会 計 | 3 名 (内教職員 1 ～ 2 名 ※教務主幹があたる。) |
| 顧 問 | 1 名 ( 学 校 長 )                 |

(役員及び会計監査委員の選出)

第 7 条 役員及び会計監査委員は、役員選考委員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をする。
- (3) 書記は、庶務を受け持ち、会則、会議録、当年度の人事録及び運営上の書類などを作成し、全ての書類の整理、保管をする。
- (4) 会計は、この会の経理を担当し、会計に関する書類の管理をする。
- (5) 顧問は、学校長を充て、本会の運営等について指導・助言を行う。

(役員補充)

第9条 役員に欠員が生じた時は、地域・役員選考委員会において補欠役員を選出し、役員会の承認を以て決定とする。

なお、補充した役員の任期は、第6条にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(会計監査委員)

第10条 1.この会の経理を監査するため2名の会計監査委員を置く。

会計監査委員は一切の機関に属さず、監査は年1回以上行いその結果を総会に報告する。

2.会計監査委員の任期は、第6条及び第9条を準用する。

### 第3章 機 関

(機関の種類)

第11条 この会に、次の機関を置く。

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 総会                 | (2) 役員会   |
| (3) 地域・役員選考委員会 / おやじの会 |           |
| (4) 学年学級委員会            | (5) 特別委員会 |

#### 第1節 総 会

(性格・構成)

第12条 総会は、全会員で構成し、この会が最高議決機関である。

総会は、年1回会長が招集する。但し、会員の3分の1以上の要請があった時、または必要に応じ、会長が招集する形で臨時に総会を招集する。

総会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。但し、委任状を認める。

(総会の機能)

第13条 総会は、次のことを審議決定する。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 活動報告及び活動方針    | (2) 決算の承認及び予算の決定 |
| (3) 役員及び会計監査委員の承認 | (4) 会則の改正、改廃     |
| (5) 会費の変更         | (6) その他重要事項      |

#### 第2節 役 員 会

(構 成)

第14条 役員会は、役員によって構成する。

(任 務)

第15条 役員会は、次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の作成
- (2) 総会での決議事項の実施に関する事項
- (3) 各委員会等の活動計画の承認・連絡調整
- (4) その他、この会の運営及び諸活動の実施に必要な事項

### 第3節 地域・役員選考委員会 おやじの会

(構成・任務)

#### 第16条 (1) 地域委員会

各自治会より選出された者。選出数は各自治会の判断により1~3名。  
地域内会員相互の連絡を図り、学校との連携を高める。

生徒の校外生活の向上、安全指導等を行う。

地域との連携及び他の団体と協力し、生徒の健全育成のため、地域における諸活動を企画推進する。

#### (2) 役員選考委員会

地域委員会で兼務するものとし、加えて教師1名以上で構成する。

役員及び会計監査委員の選考に当たり、任期は発足の時から、役員等が総会で承認されるまでとする。

#### (3) おやじの会

会員相互の親睦を目的とし、各行事における準備や作業を実践する。  
任意での登録制とし、男女は問わない。

### 第4節 学年学級委員会

(構成)

#### 第17条 この会には、各学年より選出された委員で構成する。

選出数は各クラス若干名に相当する数。

(任務)

#### 第18条 この会は、次のことを行う。

(1) 学級・学年相互の活動について教員と連携し、必要に応じたサポート活動を行う。また年度末、学年学級費の監査を行う。

(2) 学校内の施設の充実や教育環境改善のための企画立案及びその実施にあたる(美化厚生活動)。

(3) 広報誌の編集と発行を定期的に行い、学校と家庭ならびに地域社会とのコミュニケーションを図る(広報活動)。

### 第5節 特別委員会

(構成)

#### 第19条 1. この会は、会長が必要と認めた場合には、臨時に置くことができる。

2. この委員会は、その任務が終わるとともに解散する。

3. この委員会の構成員は、本会で選出し、会長が委嘱する。

## 第4章 会 議

(定足数)

#### 第20条 総会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。(委任状を含む)

その他の委員会の定足数は、構成員の2分の1以上とする。

(表 決)

#### 第21条 会議の決議は、出席者の多数決とする。但し可否同数の場合は、議長が決める。

(議 長)

#### 第22条 議長は次のとおりとする。

(1) 総 会 会員の中から選出する。

(2) 役 員 会 会長があたる。

(3) 各委員会 役員があたる。

## 第5章 会 計

(会計収支)

- 第23条 1.この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。  
2.会費は総会において決定する。  
3.会員の会費は、下記の通りとする。  
(1)生徒1人当たり、2,880円(年額)とする。  
但し、兄弟(姉妹)で在学の場合、弟・妹については、  
1人当たり1,440円(年額)とする。  
(2)教職員1人当たり、2,880円(年額)とする。

(会計年度)

- 第24条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 そ の 他

(会則改正)

- 第25条 この会の会則の改正・改廃は、総会において出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(運営細則)

- 第26条 運営についての細則は、別に定める。

## 第7章 補 則

(会則の発行)

- 第27条 この会則は、昭和45年6月2日より実施する。  
昭和57年5月9日に改正・施行  
昭和59年5月19日に改正・施行  
昭和61年5月25日に改正・施行  
昭和63年9月7日に改正・施行  
平成3年5月18日に一部改正・施行  
平成7年5月6日に一部改正・施行  
平成9年5月10日に一部改正・施行  
平成11年5月1日に一部改正・施行  
平成15年4月26日に一部改正・施行  
平成18年4月22日に一部改正  
平成19年4月21日に施行  
平成20年4月26日に一部改正・施行  
平成23年4月23日に一部改正・施行  
平成24年4月28日に一部改正・施行  
平成27年4月25日に一部改正・施行  
平成31年4月20日に一部改正・施行  
令和4年4月28日に大幅改正・施行 ※感染症流行を機とする改定

## 宇美中学校PTA慶弔規定

### 第1章 総 則

第1条 この規定は、会の目的達成のために、功労者に対する感謝の意を表すとともに、不慮の罹災者に対する見舞いを行うために設ける。

### 第2章 慶 賀

第2条 学校及び本会の活動に対し、功労があったと認められる者に対して役員会で審議し、感謝状及び記念品を送り感謝の意を表す。

### 第3章 弔 意

第3条 会員及びその家族の死亡の場合、下記のとおり香典を送り弔意を表す。

|        | 項 目        | 金 額        |
|--------|------------|------------|
| 弔      | 会員、教職員の死亡  | 10,000円    |
|        | 生徒の死亡      | 10,000円・献花 |
| 慰      | 教職員の配偶者の死亡 | 5,000円     |
| 初<br>盆 | 会員、教職員     | 5,000円     |
|        | 生徒         | 5,000円     |

役員会にてその都度協議する。

第4条 災害、その他は役員会でその都度協議する。

### 付 則

- (1) この規定の改正は、役員会において行う。
- (2) この規定は、昭和52年2月より実施する。
  - 昭和63年9月7日に改正・施行
  - 平成7年5月6日に改正・施行
  - 平成8年7月6日に改正・施行
  - 令和4年4月28日に改正・施行